

教育委員会定例会会議録

1 日 時

令和6年1月23日(火)
開会 9時30分
閉会 11時17分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 福永和伸教育長、大森達也委員、北野誕生委員、栗須百合香委員
富樫健二委員
欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 福永和伸(再掲)、副教育長 上村和弘
次長(教職員担当) 佐藤史紀、次長(学校教育担当) 井ノ口誠充、
次長(育成支援・社会教育担当) 山添達也、次長(研修担当) 荻田直樹
教育総務課 課長 浮田知樹、課長補佐兼班長 小林広明、
班長兼企画員 米澤道隆
教育政策課 課長 大屋慎一、主幹兼係長 加藤久幸
教職員課 課長 福井崇司、課長補佐兼班長 古市直之、班長 武藤誠、
班長 若宮一哉、係長 佐宗満、主査 原健、主査 鈴木良典、
主査 佐藤克哉
福利・給与課 副課長兼班長 市川亮子
小中学校教育課 課長 早田清宏、班長 前田亜弓
社会教育・文化財保護課 課長 天野長志、副参事兼班長 伊藤裕偉

5 請願・陳情の付議の結果

	件 名	審議結果
請願 16	三重県教育委員会公文書管理規程を踏まえた時間外在校等時間記録の管理を求める請願について	不採択
請願 17	教職員課長に対する懲戒処分を求める請願について	不採択

6 議題件名及び採択の結果

	件 名	審議結果
議案第 39 号	三重県指定文化財の指定について	原案可決
議案第 40 号	教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 41 号	紀南地域新高等学校の設置及び校名について	原案可決
議案第 42 号	三重県立夜間中学の設置及び校名について	原案可決
議案第 43 号	職員の懲戒処分について	原案可決
議案第 44 号	審査請求事案の処理について	原案可決
議案第 45 号	公文書部分開示決定及び公文書不存在決定に係る審査請求に対する裁決について	原案可決

7 報告題件名

報告 1	令和 6 年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験及び三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の結果について
報告 2	令和 7 年度（令和 6 年実施）教員採用選考試験の日程及び変更の概要について
報告 3	訴訟事件の判決への対応について

8 審議の概要

・開会宣言

福永和伸教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5 名中 5 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（12月22日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

北野委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 43 号及び議案第 44 号は人事に関する案件のため、議案第 45 号及び報告 3 は内容に個人情報が含まれるため、非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の請願及び議案第 39 号から議案第 42 号を審議し、公開の報告 1 から報告 2 の報告を受けた後、非公開の議案第 43 号から議案第 45 号を審議し、非公開の報告 3 の報告を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

請願 16 三重県教育委員会公文書管理規程を踏まえた時間外在校等時間記録の管理を求める請願について（公開）

請願 17 教職員課長に対する懲戒処分を求める請願について（公開）

請願 16 及び請願 17 は、関連した内容であるため、一括して審議することを決定する。

（福井教職員課長説明）

請願 16 三重県教育委員会公文書管理規程を踏まえた時間外在校等時間記録の管理を求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和 6 年 1 月 23 日提出 三重県教育委員会教育長

資料の 2 ページをまずご覧ください。請願書でございます。

「1 請願の要旨」ですが、県立学校教員の時間外在校等時間記録について、書き換えや差し替えの必要性が生じた場合は、書き換えまたは差し替えを行う理由及びその経緯を当該公文書に明確に記載することを求めるという要旨でございます。

「2 請願の理由」ですが、一段落目、2022 年 4 月度の時間外在校等時間記録について、同年の 5 月 14 日付けと、それから 7 月 18 日付けの 2 回、情報公開請求がありました。その記載内容が両方で大幅に異なっているばかりか、書き換えが行われた理由や経緯についての記載が一切ありませんでしたということです。

それから、2 段落目ですが、三重県教育委員会公文書管理規程では、客観的な正確性の観点から、利用に適さなくなった公文書を書き換えたり差し替えたりすること自体は認められていますが、それを行う場合、書き換えまたは差し替えを行う理由及びその経緯を当該公文書に明確に記載しなければならないと定められています。

最後の段落をご覧ください。2 行目です。公文書として確定したものがいくらかでも書き換えることが可能であり、修正履歴を残さなくてよいのであれば、教員の過労死事案が発生した際に、深刻な過重労働の実態がなかったかのように偽装することまでもできるようになってしまいますという内容になっております。

それを受けまして、1 ページをご覧ください。請願文書表の右側の教育長の意見という欄です。

まず、請願者が言われるとおり、三重県教育委員会公文書管理規程において、明確な誤

り等の客観的な正確性の観点から、利用に適さなくなった公文書を書き換え、または差し替える場合は、書き換えまたは差し替えを行う理由とその経緯を公文書に明確に記載しなければならないとされています。指摘がありました令和4年4月の時間外在校等時間記録については、一部の教員の時間数が適切に記録されていないということが判明したことから、令和4年6月17日付けの事務連絡を出しまして、全ての県立学校長に対して、時間外在校等時間の確認を行って、適切に記録されていない教職員の記録については、修正作業を行うようにこちらから依頼したというものです。

令和4年4月の時間外在校等時間記録は、事務連絡に基づき、差し替えを行ったものでありまして、差し替えたその理由や経緯については、事務連絡の文書の中に記載をされていることから、三重県教育委員会公文書管理規程に基づき、明記して適切に対応をしていると考えておりますので、この請願は不採択としたいと考えております。

説明は以上です。

(浮田教育総務課長説明)

請願 17 教職員課長に対する懲戒処分を求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和6年1月23日提出 三重県教育委員会教育長

2枚おめくりいただき、2ページの請願書の写しをご覧ください。本請願は、令和4年の12月に提出されたものであるため、「1 請願の要旨」として、当時の教職員課長に対する懲戒処分を求めています。

「2 請願の理由」ですが、先ほど説明がありました、県立学校の時間外在校等時間記録の確認において、教職員課長による正しい記録への修正作業の指示が、有印公文書変造にあたるとして、懲戒処分を求めているものです。

これに対する教育長の意見については、1ページの請願文書表にお戻りいただき、一番右側の欄をご覧ください。職員に対する懲戒処分については、職員懲戒審査取扱要綱で定める手続きにより行われるものであることから、本請願は不採択といたしたいという意見としています。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願 16 及び請願 17 はいかがでしょうか。

【採択】

— 全委員が本請願の不採択を承認する。 —

・ 審議事項

議案第 39 号 三重県指定文化財の指定について (公開)

(天野社会教育・文化財保護課長説明)

議案第 39 号 三重県指定文化財の指定について

三重県指定文化財の指定について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 1 月 23 日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県指定文化財の指定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 14 号、三重県文化財保護条例第 5 条第 1 項、及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 11 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1 枚めくっていただいて 1 ページをご覧ください。今回、新たに指定する三重県指定有形文化財(案)は、有形文化財、建造物で、名張市赤目町にございます丈六寺の五輪塔、員数 1 基でございます。

2 ページには、提案理由で申し上げました県指定を行う根拠規定である文化財保護条例、それから、三重県権限委任規則、教育委員会の議決を要する根拠規定も掲載させていただいております。新たに指定を行う予定の概要等を 3 ページ以降で記述しております。7 ページに写真を添付させていただいておりますが、こういった形状のものになります。

では、もう一度、3 ページの方に戻っていただいて、太枠下の文化財の概要のところをご覧ください。丈六寺は宇陀川右岸の名張市赤目町丈六に所在する真言宗東寺派の寺院です。五輪塔の材質は花崗岩で、大きさは高さ 217.5cm、県内で 3 番目の大きさのものになります。地輪に「正應四年卯月造立之」の名を有します。

先ほどの写真、7 ページをご覧ください。7 ページの写真 5 なんですけれども、5 つのこの部材からなるわけなんですけれども、この最下部が地輪と言われる写真 5 の部分になります。この写真では見にくいなんですけれども、6 ページの一番下のところ、ここに「正應四年卯月造立之」という切れ目がございます。

もう一度、5 ページの方へ行っただけますでしょうか。三重県内での位置付けと評価でございます。本塔の製作年代は地輪にございます正應 4 年、1291 年の紀年銘及び形態的特徴から鎌倉時代後期と特定でき、伊賀地域で最古の石造五輪塔です。紀年銘を有するものは三重県内でも津市賢明寺の石造板五輪塔の弘安 8 年に次いで 2 番目に古くなっています。

表面に梵字を刻むものは、中世の大型五輪塔の中では伊賀地域で唯一の事例です。県内で 13 世紀後半の五輪塔で五大種子を配置するものは、津市賢明寺の石造板五輪塔や度会町蓮華寺の五輪塔が挙げられます。鎌倉時代から南北町時代にかけての伊賀地方で矢穴を持つ石材は県指定有形文化財、石造板碑や伊賀市川合の石造板碑など、例が少なく、石材加工の歴史を考えるうえでも貴重な資料となっています。

6 ページをお願いいたします。以上のことから、当資料は学術的・地域的な価値が高く、県の有形文化財として指定するにふさわしいと判断いたします。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第 39 号はいかがでしょうか。

富樫委員

疑問ではないんですけども誤字がございましたので。5ページの上から6行目の3のところのボーリングによる穿孔の文字が。

天野課長

申し訳ございません。

教育長

修正をお願いいたします。

【採択】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第40号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（福井教職員課長説明）

議案第40号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和6年1月23日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

おめくりいただきますと、資料のまず1ページから始まりまして8ページまでは、今回の改正規則の案でございます。資料の9ページをご覧ください。

ここに改正内容をまとめております。改正内容の1つ目ですが、事務の簡素化及び電子申請・収納への対応のため、受付印等の押印廃止や免許状授与証明書の申請様式を見直す等の改正をするというのが1点目です。

2点目は、刑法等の一部を改正する法律の施行によりまして、教育職員免許法に規定する欠格事由のうち「禁固以上の刑に処せられた者」が「拘禁刑以上の刑に処せられた者」に改められることに伴い、改正を行うものです。

公布日に施行をします。ただし、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正規定は、刑法の施行に合わせまして、令和7年6月1日施行としております。

それから、資料10ページから20ページまでは、新旧対照表を付けておりますので、またご覧いただければと思います。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第 40 号はいかがでしょうか。

【採択】

— 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 —

・ 審議事項

議案第 41 号 紀南地域新高等学校の設置及び校名について（公開）

（大屋教育政策課長説明）

議案第 41 号 紀南地域新高等学校の設置及び校名について

紀南地域新高等学校の設置及び校名について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 1 月 23 日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

紀南地域新高等学校の設置及び校名については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 1 号並びに三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 7 号及び第 20 号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1 枚おめくりください。紀南地域新高等学校について 2 点、議決いただきたいと思えます。1 つ目は、紀南地域新高等学校（仮称）の設置についてです。

設置理由は、県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため、木本高等学校と紀南高等学校を統合し、新たに熊野市と南牟婁郡御浜町に校舎制の紀南地域新高等学校（仮称）を令和 7 年 4 月 1 日に設置するものです。

設置概要については、木本校舎の位置は現在の木本高校と同じで、設置課程も同じく全日制と定時制です。また、紀南校舎の位置についても、現在の紀南高校と同じで、設置課程も同じく全日制です。以上が新校の設置についての提案になります。

続いて 2 ページをご覧ください。2 つ目は、紀南地域新高等学校（仮称）の校名についてです。こちらは、紀南地域新高等学校校名選定委員会から提案のあった校名候補 3 案から 1 案を選定するということになります。

なお、このことは、12 月 22 日の定例会で経過を報告させていただきましたが、改めて要点を説明します。これまでの経緯ですが、校名選定委員会を 3 回開催いたしました。その中で、10 月に校名を公募し、728 件 362 種類の応募から委員会で 11 案に絞り、児童生徒の投票を行いました。

3 ページがその結果になります。その後、委員会において委員による投票も行い、子どもの投票結果と合わせて 3 案に絞りました。

4 ページをご覧ください。3 案への選定方法ですが、委員が 17 名で、1 人 1 票として、子どもの票は委員と同じ 17 票とし、得票率に応じて配分しました。子どもと委員の票を合算して、協議のうえ多い方から 3 案を選定しました。

5 ページをご覧ください。校名選定委員会からの報告です。報告にあたり委員会から「校名選定にあたり、委員会として大切にしたい思いや願いについて」を添えたいうえで、以下の 3 点、50 音順に「熊野高校」「熊野青藍高校」「七里御浜高校」が提案されました。

2ページにお戻りください。報告と同じものを「2 校名候補」に記載をしております。なお、本日、新校の設置及び校名について議決いただきますが、この後は、県の条例により正式に定めるということになります。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

それでは設置についてと校名についての2点ございますので、別々にお話いただきたいと思います。まず、紀南地域新高等学校(仮称)の設置についてご意見はございますか。

【採択】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

教育長

では、これは原案のとおり設置するということで決定したいと思います。

続きまして、紀南地域新高等学校(仮称)の校名についての説明に対し、何かご質疑があれば、よろしくお願ひします。特にございませんか。

それでは、事務局の方から、校名選定委員会において、校名候補の提案にあたり何か意見等がありましたらご説明ください。

大屋課長

選定委員会においては、最終的に3つの案を提出するにあたり、2つのことを伝えていただきたいということを賜っております。1つ目は、先ほども触れましたが、資料5ページになります。こちらの1つ目、校名選定にあたり、委員会として大切にしたい思いや願ひについて、これをしっかりと議論をして、こうした思いで選んだということをもっとしっかりと伝えて欲しいということです。2つ目は、校名候補については、順位を特に示しておりませんが、委員会としてはどれも校名候補にふさわしいものとして提案をする形になるんですけども、投票結果についても併せてお伝えいただきたいというこの2点を承っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

教育長

それでは、校名候補の選定について委員の皆さんからご意見をいただきたいと思ひます。順番にお話いただきたいと思ひますので、栗須委員からよろしくお願ひします。

栗須委員

まず、この校名選定委員会というものが出来上がったのは非常によかったと思ひます。その方々が、3回、十分に考えられて、投票をしようというところに、思いが至った部分も非常によかったのではないかなと思ひます。今、課長の方からご説明があつたように、大切にしたい思いという部分と、順位は関係ないけれども、こういう結果であつたという部分も、見せていただき、お聞かせをいただいて、この選定理由の中にもあります、そ

れから、校名候補の順位が一番多かったというところもふまえて、この「熊野青藍高等学校」がまさにこの考え方と、地域の景色が思い浮かんでくるなという感覚を非常に持たせていただきました。「三重県立熊野青藍高等学校」が良いのではないかなと思います。以上です。

教育長

ありがとうございます。大森委員お願いします。

大森委員

私も栗須委員と同じで、まず、地元の方々が一生懸命考えていたことに敬意を表したいと思います。その中でもやはり、先ほども大屋課長の方からご説明ありましたとおり、地元の方のご意見というものを反映させた投票結果だと思います。そうすると1位としては、今の「熊野青藍高等学校」ということになっていきます。残り2校の「熊野高校」と「七里御浜高校」についてなんですが、「熊野高校」につきましては、同名の高校が既に存在しているということもあって、混乱を生じるのではないかということで望ましくないとします。「七里御浜高校」については、確かに非常に有名な地名ではありますが、熊野という地名と七里御浜という地名を比べた時に、高校の教科書の古典にも出てくる熊野詣という言葉がある。そういった高校の教科書に出てくる名前が自らの学校名に付いているという意味でも子どもたちは誇りを持ってもらえるのかな。そして、未来永劫、この高校が続いていくためには、やはり熊野という名前は残しておくといいという意味で、投票結果も意識して、私も「熊野青藍高校」がいいと思います。

教育長

ありがとうございます。富樫委員お願いします。

富樫委員

私も「熊野青藍高等学校」がいいかと思います。きちんとした手続きを経て、こういった校名候補が上がってきているなと思っております。「熊野青藍高等学校」がいいなと思った理由としては、私も熊野の方に行く機会が少なからずございまして、やはり七里御浜の青い海、それから青い空がすごくイメージされます。そして、木本高校、紀南高校のOBの方もしくは在校生の方、関係者の方からすると、やはり校名の変更というのは苦渋の決断かと思うんですけれども、この「熊野青藍高等学校」という名前であれば、OBの方も在校生の方も、投票結果も示しておりますので、受けられていくのではないかと、この「熊野青藍高等学校」がいいかと思いました。以上です。

教育長

ありがとうございます。それでは、北野委員お願いします。

北野委員

この紀南地域の方々が、選定委員会で色々と揉まれてきて、今回この紀南地域にふさわしい校名の選定をされていたなと思います。その中で、私としましては、これから学んでいかれる生徒の思いを一番大切にしておいて欲しいなというふうに感じました。やはり、生徒の中でも「熊野青藍高等学校」という校名が一番皆さんが希望されているということで、私はその紀南地域の生徒が希望されている「熊野青藍高等学校」という校名を選定させていただきました。

教育長

ありがとうございます。それでは、私も意見を言わせていただきます。まず、どの校名も紀南地域の大自然、それから地域愛のあふれたものとなっております素晴らしい名称だと思っております。その中でやはり、「熊野青藍高等学校」は地域名に加えて、青藍という言葉を使っている点で、意味合いが生じて奥深さを感じる名前になっていると思います。鮮やかな青い色が瞳に飛び込んでくるような鮮烈な印象を持っておりますし、青い海、青春、青年という言葉とも絡み合わせた思いも心に響くものがあると思います。そして、「青は藍より出でて藍より青し」という思いが綴られていますけれども、この言葉の本来の意味は、弟子が自分の師匠を越えて成長していくということでありまして、教育の場にふさわしい言葉でもあるというふうに思います。それと加えて、生徒投票、委員投票のいずれも最多の票を集めているということもありまして「熊野青藍高等学校」でよいだろうというふうに私は考えています。

ということで、今、5人全員の意見が「熊野青藍高等学校」ということですので、これはもう議論があまり必要ないのかなと思いますけれども、追加の意見がもしあればよろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

それでは、委員の皆さんの意見を総合すると、教育委員会として紀南地域新高等学校名は、「三重県立熊野青藍高等学校」が最もふさわしいということによろしいでしょうか。

【採択】

—全委員が承認し、可決する。—

教育長

それでは、紀南地域新高等学校の校名候補は、「三重県立熊野青藍高等学校」ということといたします。

・審議事項

議案第42号 三重県立夜間中学の設置及び校名について（公開）

（早田小中学校教育課長説明）

議案第42号 三重県立夜間中学の設置及び校名について

三重県立夜間中学の設置及び校名について、別紙のとおり提案する。

令和6年1月23日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県立夜間中学の設置及び校名については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 1 号並びに三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 7 号及び第 20 号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1 ページをご覧ください。まず、三重県立夜間中学の設置についてでございます。「1 設置理由」でございます。さまざまな理由により、義務教育を十分に受けられなかった方の教育機会の確保を図るため、三重県立夜間中学を令和 7 年 4 月 1 日に設置する。

「2 設置場所」でございます。津市柳山津興、三重県立みえ夢学園高等学校に同じ敷地の場所でございます。本日は、この夜間中学校の設置について、議決をいただきたいと考えております。

続きまして、2 ページをご覧ください。三重県立夜間中学の校名についてでございます。県教育委員会事務局が選定した校名候補 3 案から 1 案を選定していただきたいと考えております。

「1 経緯」でございます。令和 7 年 4 月開校予定の県立夜間中学について、広く県民の皆様を知っていただくとともに、関心を高めていただくために、令和 5 年 9 月から 10 月まで校名を公募し、347 件 312 種類の応募がございました。

応募のあった校名から、夜間中学設置検討委員会、これは現在、夜間中学の設置基本方針を議論している検討委員会でございますが、その委員の意見をふまえ、教育委員会事務局で 10 案を選定いたしました。

さらに、令和 5 年 11 月 21 日から 12 月 8 日までの期間、県内の公立中学校の生徒や教職員のほか、県立みえ夢学園高等学校の生徒や教職員等を対象として投票を実施いたしました。

その結果が 3 ページにございます資料 1 の投票結果でございます。これをもとに、教育委員会事務局で校名候補 3 案を選定いたしました。

本日、皆様に、校名選定をしていただくにあたりまして、大切にしたい思いや願いについて説明いたします。

まず、県立夜間中学の基本構想案「一人ひとりの願いが芽生える 伸びる 広がる学校」をふまえたものであること、生徒や教職員にとって誇りと希望を持てるものであること、地域の人から親しまれ、愛されるものであること、以上でございます。

先ほど紹介しました 3 ページの投票結果をふまえて、事務局で選定した 3 案は、「三重県立まなみえ中学校」「三重県立みえ明日葉中学校」「三重県立みえ四葉ヶ咲中学校」でございます。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

それでは、設置についてと校名についての 2 点ございますので、別々に議論したいと思っております。まず、三重県立夜間中学の設置についてですけれども、ご意見があればよろしく申し上げます。

【採択】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

教育長

それでは、原案のとおり設置することといたします。

夜間中学の校名についてですけれども、先ほどの説明に対しまして何かご質問等あればお願いします。

大森委員

設置については異議はないんですけれども、現在、試行されている津会場、四日市会場の2つの会場で夜間中学的なことを実験されていますよね。津会場の中にこれから作られるということは四日市会場については、今後どうなるのでしょうか。もうなくなるのか。

早田課長

体験教室につきましては、令和6年度も津も四日市も実施する予定でございます。令和7年度の開校以後の予定でございますが、津に設置した後、四日市をどうするのかということがあり、四日市の学びの継続も検討してまいりたいと考えています。夜間中学校の分校・分教室の設置については、三重県立夜間中学設置基本方針(案)の中で、分校・分教室の設置について、広く県内の学びの確保という観点から検討することを記載しています。

大森委員

そうすると、またそちらにも新たな名前を付けないといけないようになるのか。

早田課長

分校・分教室であれば、本校と同じ名前になりますのでその必要はございません。

大森委員

令和6年度の四日市について、試行は。

早田課長

「まなみえ」を継続してまいります。

教育長

令和6年度は津も四日市も継続します。

他にご質問等ございませんか。それでは、校名候補の選定について、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思っております。先ほどとは逆の順番で、北野委員からよろしくお願ひします。

北野委員

この選定された3案についてですが、とても色々考えられていて素敵な名前だと思うんですけども、私は夜間中学校の校名というのは、入学希望者というのが、やはり色々な会議で聞かせていただいていますと、外国にルーツを持つ方の希望が多いということから、現在の体験教室で馴染みもある「まなみえ」がいいのではないかと思います。この「まなみえ」というのは、ひらがなで覚えやすいので、色々な方に親しみを持っていたけるのではないかなということと、現在学ばれている三重の夜間中学校の体験教室で、「まなみえ」という校名を希望されている票数が多いということもありますので、私は「まなみえ」という名前がいいんじゃないかなというふうに思います。

教育長

ありがとうございます。それでは、富樫委員をお願いします。

富樫委員

私は「みえ四葉ヶ咲」がいいのではないかと思います。四葉というクローバー、幸運ですとか希望ですとか、こちらの基本構想案に挙げられている、芽生える、伸びる、広がる学校というものを強くイメージさせるような校名かなというふうに思いました。そして、現在、体験教室の方で「まなみえ」が展開されておりますけれども、今回の投票結果を見ますと、生徒の投票結果は「みえ四葉ヶ咲」が一番多くて、「まなみえ」は意外と得票数が少ないということから、生徒からすると、そういう新しい校名の方を希望されている、票として多いというような印象がございますので、体験教室としてはやってきましたけれども、これから新しく歴史を作っていくという意味合いで「みえ四葉ヶ咲」という名前がよいのではないかと思います。以上です。

教育長

ありがとうございます。それでは、大森委員をお願いします。

大森委員

私も「みえ四葉ヶ咲」がいいのではないかなというふうに考えています。この学校名というのは、今後、未来に向かってずっと続くものですので、投票結果を見ると、やはり子どもたちが馴染みのある学校名ということがいいんじゃないのかなという点から、絞りました。「まなみえ」とについては、「まなみえ」の学ぶっていうのは、確かに学ぶことも大事なんですけれども、最近の能動的学習、アクティブラーニングということを考えると、何か受け身的な学ぶという姿勢を感じてしまったものですから、「まなみえ」は「みえ四葉ヶ咲」よりかはよくないかなと考えました。「みえ明日葉」につきましても、「四葉ヶ咲」は4つの葉っぱというイメージがあって、多様なことをイメージできます。ただ、「みえ明日葉」については、1つの葉っぱという意味では、やはり1つの葉っぱより4つの葉っぱの方が、多様な子どもたちが学べるというものをイメージできますし、そしてそれが咲いていくというイメージで成長というものをイメージできることから、「みえ四葉ヶ咲」がいいんじゃないかなというふうに考えます。

教育長

ありがとうございます。それでは、栗須委員お願いします。

栗須委員

私は「まなみえ」を選ばせていただいております。体験教室ということで、既にそこで学んでいる方々がいらっしゃるといことと、そして今後その場で学びたいなと思っ
ている方々、今既に「まなみえ」という名前に親しみを感じておられる方が多いのかなと思
います。「みえ四葉ヶ咲」も「みえ明日葉」も未来に向かって希望を感じられる名前では
あると思うのですが、この投票結果も少数ではありますが、この夜間学級体験教室の参
加者と、それから指導員の方々の投票結果の思いを私は大切にさせていただきたいかな
と思います。なので「まなみえ」を選ばせていただいております。

教育長

ありがとうございます。それでは私の意見を申し上げます。今、意見が2つに分かれて
おりますので、私はこの時点でどれか1つを選ぶということは避けさせていただきまし
て、議論を継続したいと思います。コメントだけお伝えさせていただきます。いずれの名
称も誇りと希望を持つことができますし、かつ、地域の方から親しまれ愛されるもの
であると感じ、さすがにここまで候補に残っただけのことはあるなというふうに思いま
す。それぞれの名称ですけれども、まず親しまれる、愛されるという観点からは、「まなみえ」
が特に優れていると思えます。外国人にも優しいひらがなで、かつ愛称に近いので言葉
にしやすいだろうと思えます。一方で、名称に込める意味合いという観点からは、「みえ
四葉ヶ咲」と「みえ明日葉」が良いと思えます。「みえ四葉ヶ咲」は夜間中学の基本構
想案であります、芽生える、伸びる、広がる、円滑な学校運営という4つの柱とフィット
いたします。それから、「みえ明日葉」は花言葉が「未来への希望」ということで、イメ
ージ的にぴったりきます。「まなみえ」はこれと比べると、意味合いはどちらかという
と薄いのではないのかなと思えます。それから、あといくつか申し上げますが、「みえ四
葉ヶ咲」は生徒の投票で1位ということで、少し目を引くんですけれども、実は夜間
中学のターゲットは全世代に及んでいますので、この10代の方々の投票は決定的な
要素にはならないので、一定の参考程度に見る必要があるのかなというふうに思いま
す。もう1つ、「まなみえ」はひらがなで外国人に優しいという面もあるんですけ
れども、夜間中学で学ぶのは、中学校の内容でありますので、「みえ四葉ヶ咲」も「
みえ明日葉」も既に履修している漢字で書かれている名称ですので、大きな問題
にはならないのかなと。です

ので、ここも決定的な要素にはしにくいのかなという気はしています。
ということで、私のコメントを言わせていただきました。それから、追加の意見がご
ざいましたら、ここでお願いしたいんですけど、まず、夜間中学の設置検討委員会
の皆さんの意見についても、聞いていただいたと聞いていますので、早田課長
から委員会の意見があれば聞かせていただければと思うんですが、いかが
でしょうか。

早田課長

夜間中学設置検討委員会の委員長からいただいている意見といたしまして、夜間中学や学びの多様化学校は、他の全国の学校の事例を見ていると、特別視、差別されるようなケースもある。従いまして、そのようなことにならないように、学校の名称は一般の中学校らしい名前がよいのではないかという意見をいただいております。以上でございます。

教育長

今、意見が出尽くしましたけれども、これをふまえて、さらにご意見があればよろしくお願ひします。

富樫委員

今の委員会の方からの意見を受けまして、やはり「みえ四葉ヶ咲」という校名は生徒からの票数が多いというようなこともございまして、いわゆるリスペクトですとか憧れとかそういう、この子たちの中でもまた来る可能性はあると思いますし、そういったところで、差別というような言葉がありましたけれども、受け入れられやすい校名ではないかと話を聞いて思いました。

教育長

他にいかがでしょうか。

北野委員

そうですね。委員の方々のお話や検討委員会の方でそういう差別化という話が出ていたということから考えると、校名にふさわしいのは「みえ四葉ヶ咲」か「みえ明日葉」というのが、教育長も言われていたように、学びの学校ということに大きな意味を持っているのかなというふうに感じました。でも、どちらを選定というのは、今の自分の気持ちの中ではちょっと難しいところです。

教育長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

大森委員

もし資料があれば教えて欲しいんですけども、先ほど委員の方からも言われたようなことを考えた時に、他の都道府県の学校名というのは、どういう名前が付いているのかというのを教えてもらおうと。読み上げてもらうだけでもいいので。

早田課長

今、他府県全部で44校ございます。そういった中で、単独校としてなっている場合もあれば、一般の公立中学校の分校・分教室になっている場合がございます。一般の中学校の分校・分教室となっている場合は、一般の中学校と同じ名称になりますので、例えば、有名なところでいきますと、京都府京都市の洛友中学校ですとか、東京都だと第四小学校、第九中学校、小松川第二中学校という名称の場合もあります。

教育長

それはあまり参考にならないですよ。

早田課長

単独校でいきますと、徳島県立のしらさぎ中学校でここは白鷺という名前をひらがなが使われている場合もありますし、あとは札幌の星友館中学校、星友館は星に友の館と書く漢字の学校名もございます。

教育長

ひらがなと漢字はどっちが多いですかね。

早田課長

44校のうち、単独校でひらがなが使われている学校は4校でございます。

教育長

ほとんど漢字ということですね。

栗須委員

今の全国的に見てひらがなが4校というところは、そうなんだなという驚きのような部分もあるんですが、教育長も説明にあったようにこの「みえ明日葉」と「みえ四葉ヶ咲」の意味を考えると、非常にいい名前だし、今後のことを考えると、非常に「みえ四葉ヶ咲」とかがいいのかなと思うんですが、やはりこの「まなみえ」で学んだ方たちにとっては、この「まなみえ中学校」というのが、母校の名前となって残っている。卒業された方は残っていくというところが、非常に大きいと思うんです。その差別がひらがなだから差別なのか。この我が三重県でも、ひらがなだから差別をするのかというところは少し議論が変わってくるかと思えますけれども、私としてもやはり、北野委員と同じで悩ましく決めきれない部分があるんですが。

教育長

差別というより、他と区別されないようなという意味なんでしょうね。

早田課長

1点補足させていただきますと、夜間中学設置検討委員会の委員になっておまして、現在「まなみえ」にも通われている方の意見としては、先ほど紹介した意見と同様で、教育長がおっしゃられたような、他の学校と区別されないような学校の名称がよいという意見をいただいております。

栗須委員

その方は比較のお若い方なんですかね。

早田課長

はい。20代の女性の方です。

栗須委員

分かりました。

教育長

大体意見が出尽くした感じによろしいでしょうか。愛着とか親しみやすさという面で「まなみえ」を選ぶか、校名に込めた意味合いの面で「みえ明日葉」という意見はあまり出ていなかったのでも「みえ四葉ヶ咲」にするかという感じかなと思うんですけども。

北野委員

先ほど、早田課長がおっしゃったように、今実際に通われている生徒のご意見として、他の学校と同じような漢字でということは、ひらがなじゃなく漢字がいいというふうにおっしゃっているということを見ると、皆さん全員が漢字がいいと思われているわけではないと思うんですけども、色々な委員の皆さんのご意見を聞いたり、色々なことを考えると、「まなみえ」も素敵な名前だと思うし、馴染みのある名前だと思うんですけども、やはり実際通われている方でそういう漢字の名前がいいなというふうに思われていることを考えると、私も「みえ四葉ヶ咲」という名前も、素敵な名前なので、こちらの校名でいいんじゃないかなというふうに感じました。

教育長

ありがとうございます。ここで口頭でまとめてしまうよりは、この後、採決に移らせていただこうと思いますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、意見が出尽くしたと思いますので、今から採決をさせていただきます。この資料の上から順番に採決させていただきますので、挙手をお願いいたします。「三重県立まなみえ中学校」がいいと思われる方、いかがでしょうか。挙手をお願いします。

－挙手なし－

教育長

「三重県立みえ明日葉中学校」がいいと思われる方。

－挙手なし－

教育長

「三重県立みえ四葉ヶ咲中学校」がいいと思われる方。

－委員全員が挙手－

教育長

ありがとうございます。それでは、議論の結果もあると思うんですけども、満場一致となりまして、教育委員の皆さんの意見を総合すると、教育委員会として、三重県立夜間中学の校名は「三重県立みえ四葉ヶ咲中学校」が最もふさわしいということでしょうか。

【採択】

—全委員が承認し、可決する。—

教育長

それでは、三重県立夜間中学校の校名候補は、「三重県立みえ四葉ヶ咲中学校」ということといたします。

・報告事項

報告1 令和6年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験及び三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の結果について（公開）

（福井教職員課長説明）

報告1 令和6年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験及び三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の結果について

令和6年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験及び三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の結果について、別紙のとおり報告する。

令和6年1月23日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長

資料をおめぐりください。今回、試験を行いましたこれらの職につきまして、1ページは実習助手の採用選考試験で、ご覧のと通りの申し込みと受験がありまして、最終的に12名を合格としております。

それから、2ページは、特別支援学校の自立活動教員ですけれども、こちらもお覧のとおり、合格者1名という結果になっております。さらに、3ページですが、任期付講師の方の結果は、ご覧のとおりとなっております。

この結果ですけれども、1月19日に受験者へ合否結果を郵送いたしまして、合格者の受験番号を県庁玄関掲示板に掲示するとともに、三重県教員採用のウェブサイトにも掲載をしております。

報告は以上です。

【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。

大森委員

この育児休業等代替任期付講師の採用候補者のところなんですけれども、まず、合格者0ということは、他の先生が余分に働かないといけないということになってしまうのかということが1つ目で、2つ目は、これ合格者0ではなくて、私が気になっているのは、受験者0、英語に至っては申込者数が0ということで、英語についてはこれまでのこういう報告を聞いている時には、それなりに申込者数がいたような気がするんですけれども、もう英語も先生になる人がいなくなってきたことを表しているか見ていいのか。要するに、今後、5教科にこういう影響が出てくるのかどうなのか。ちょっと将来に向けてのことで教えて欲しいんですけれども、どうですか。

福井課長

まず、1点目の合格者が少ないというところなんですけれども、育児休業が出た時に代替を入れるための講師を、なかなかこの任期付きの方からは採用できないという現実になりましたので、今後は、任期付きではなくて通常の臨時的任用講師で、何とか補充していきたいということを今考えております。それから、もう1点、教科のこともおそらくあるとは思いますが、推測も含まれるんですけれども、任期付講師という制度そのものというか、育児休業を取っている期間だけの任用になりますので、その辺の期間がなかなか確定しないというところで、受験を敬遠する人がいるのかなという推測ではありますが、この任期付講師自体のそういう制度上の理由の方が大きいかなと思っています。

教育長

この時期にやっているというのが大きいんじゃないんですか。受験している人はこの時期にまだ教壇に立っていない人なんですよ。

福井課長

そうですね。

教育長

大体皆さんもう教壇に立っている感じなんですかね。どうですか。

若宮班長

確かに、夏に採用試験をやっておりますので。夏には英語等、申し込みがありまして、この時期、異例に県立だけやっているというところもありますので、もうこの時期には皆さんそれぞれ次が決まっているというところもありますので、その辺りの時期のこともあります。

教育長

ある程度、想定した結果ではあるということですかね。

若宮班長

そうですね。1人でもという形でさせてもらっていますけれども、また時期等についても、今後検討したいと考えています。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告2 令和7年度（令和6年実施）教員採用選考試験の日程及び変更の概要について（公開）

（福井教職員課長説明）

報告2 令和7年度（令和6年実施）教員採用選考試験の日程及び変更の概要について

令和7年度（令和6年実施）教員採用選考試験の日程及び変更の概要について、別紙のとおり報告する。

令和6年1月23日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長

資料をおめくりください。令和7年度の教員採用選考試験の日程につきましては、1番に記載のとおりで、既に公表済みでございます。6月15日に1次試験を実施することとしております。

2番の変更の概要ですが、(1)の大学3年生を対象とした試験の実施については、もう既に公表済みでございます。それから(2)の第1次選考試験免除要件の拡大についてのうち、①前年度の第1次選考試験に合格した常勤講師等対象についても、公表済みでございます。

今回は、2ページをご覧くださいと、②の育児休業等代替任期付講師等対象についてご報告をさせていただきます。

令和7年度の教員採用選考試験におきまして、育児休業等代替任期付講師・任期付養護助教諭・任期付学校栄養職員として合格した方については、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間、名簿登載をすることとしまして、その名簿登載期間中に、名簿登載と同じ校種・教科等における1次試験の全てを免除するというようにしたいと考えております。

報告は以上です。

【質疑】

教育長

報告2はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第43号 職員の懲戒処分について（非公開）

福井教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 44 号 審査請求事案の処理について（非公開）

福井教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 45 号 公文書部分開示決定及び公文書不存在決定に係る審査請求に対する裁決について（非公開）

浮田教育総務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・報告事項

報告 3 訴訟事件の判決への対応について（非公開）

福井教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言